[事案 28-300] 配当金支払請求

· 平成 29 年 7 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

募集人より満期時受取額が既払込保険料を下回ることはないとの誤った説明を受けたこと 等を理由に、既払込保険料と満期時受取額との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年6月に契約したこども保険について、以下の理由により、既払込保険料と満期時受取額との差額を支払ってほしい。

- (1)契約時、募集人より、満期時受取額が既払込保険料を下回ることはなく、元本が保証されるとの誤った説明を受けた。
- (2) 本契約は見舞金や教育年金も保障されていることから、満期時受取額が既払込保険料を下回ることがあることについて、説明がなかった。
- (3)契約後にも、募集人は、満期時受取額は元本割れしないとの誤説明をしている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、元本が保証されるとの誤った説明はしていない。
- (2) 本契約は、祝金や満期保険金を支払うだけでなく、契約者の死亡または高度障害に対する 見舞金や教育年金も保障していることから、既払込保険料が満期時に全額返還される性質 のものではないことを募集人は説明している。
- (3) 契約後の募集人の説明に誤りがあったことは認めるものの、一方で預り利率(据置き利率) が変動するので満期時受取額は確定できないことも伝えている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時または契約後の募集 人による説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料と満期時受取額との差額の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)契約者からの問い合わせに対しては、正確な回答をすることが求められるが、募集人は、契約後、満期時受取額の元本割れの有無に関する質問に対し、明らかに誤った回答をしている。
- (2) 事情聴取における申立人と募集人の主張は異なることから、契約時の募集人の説明に誤りがあったとは認定できないものの、上記のとおり契約後の申立人の質問に対する誤回答からすると、契約時における募集人の説明に全く問題がなかったとまですることはできない。
- (3)募集人は、第1回目保険料を募集人個人名義の金融機関口座に振り込ませているが、この対応は保険会社の社内ルールに反している。